

目次

保険販売の目でみる公的年金

第1部 公的年金のキホンを学ぶ

I. 公的年金の仕組み	4
1. 公的年金制度の概要	4
2. 保険料	5
II. 老齢年金の仕組み	8
1. 老齢基礎年金	8
2. 繰上げと繰下げ	10
3. 老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）	11
4. 振替加算	14
5. 65歳からの老齢厚生年金	15
6. 在職老齢年金	17
7. 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整	21
III. 遺族年金の仕組み	23
1. 遺族基礎年金	23
2. 遺族厚生年金	25
IV. 障害年金の仕組み	31
1. 障害年金受給のための要件	31
2. 障害給付の額	32
V. 年金額改定のルール	35
1. 年金額の改定	35
2. パターン別の改定率の考え方	35
3. 改定率（賃金・物価スライド）の見直し	39
VI. マクロ経済スライドの仕組み	40
1. スライド調整率	40

第2部 タテ・ヨコ・ナナメの公的年金分析

I. 公的年金の損得勘定	44
1. 収入の何パーセントが年金になるのでしょうか？	44
2. 厚生年金の損得勘定	47
3. 国民年金の損得勘定	50
4. まとめ	51
II. 第3号被保険者のおはなし	52
1. 第3号被保険者として10年間経過すると…	52
2. 第3号被保険者の経済効果	52
3. 豊かな老後生活には厳しいものが…	54
4. まとめ	59

Ⅲ. 加給年金について考える	60
1. 加給年金の概要	60
2. 加給年金は意外にももらえる期間が短い	61
3. 40万円近い大盤振る舞いも、半分は消えていくケースも…	62
4. この事態を避けるには…	64
5. まとめ	65
Ⅳ. 経過的加算とは？	66
1. 大学生の期間に国民年金の保険料を支払っていないとどうなる？	66
2. 経過的加算が不足分を穴埋めしてくれる	68
3. まとめ	70
Ⅴ. 遺族年金の男女差を考える	71
1. 第1号被保険者・第3号被保険者が亡くなるケース(遺族基礎年金)	71
2. 第2号被保険者(会社員・公務員等)が亡くなるケース(遺族厚生年金+遺族基礎年金)	72
3. まとめ	75

第3部 公的年金を切り口とした生命保険アプローチ

I. 老齢年金をきっかけに…	78
1. シルバー世代の家計収支の実態	78
2. 老後保障の年金の概算額と必要保障額	78
3. まとめ	82
II. 遺族年金をきっかけに…	83
1. 共働き世帯の盲点	83
2. 先に妻が亡くなっても同じことに…	85
3. 子どものいない自営業世帯が考えなければいけないこと	86
4. ねんきん定期便から遺族厚生年金の見込額を計算する	87
5. ねんきん定期便がない場合に遺族厚生年金の目安を推測する方法	90
6. まとめ	91
III. 障害年金をきっかけに…	92
1. 300ヵ月で計算されることについて	92
2. 現在の職業ではなく、初診日にどの被保険者かが重要	95
3. 障害年金の実態	96
4. まとめ	97
IV. 中小法人へのアプローチを考えてみる…	99
1. 社長とて、豊かな老後を過ごしたいはず…	99
2. 役員報酬を下げて、その差額分を退職金積立にまわす	99
3. 個人と会社の両方にメリットが…	100
4. 具体的事例	100
5. シミュレーション	101
6. 生命保険の活用も検討していただく	102
7. まとめ	103

公的年金のキホンを学ぶ

“

あなた、年金のこと知らないでしょ？

”



ねんきん定期便が届いたけど、
結構な保険料を支払っているのにびっくりするね。

そうねえ…。



コロナ禍で給料も上がらないから、
ここから貸付でも受けようか？

えっ？ 貸付って？



生命保険だって契約者貸付ってあるじゃない。
厚生年金だって借りられるんじゃない？

年金担保貸付って制度があるみたいだけど、
年金をもらう権利のある人だけの話よ。
現役の間はお金を借りるなんて考えちゃダメよ。



えっ？ じゃあ、なんでねんきん定期便なんか
送ってくるんだろう？

加入者に年金のことを知ってもらいたいのよ。
年金の見込額だけでなく、他のところも
ちゃんと読んでよね！



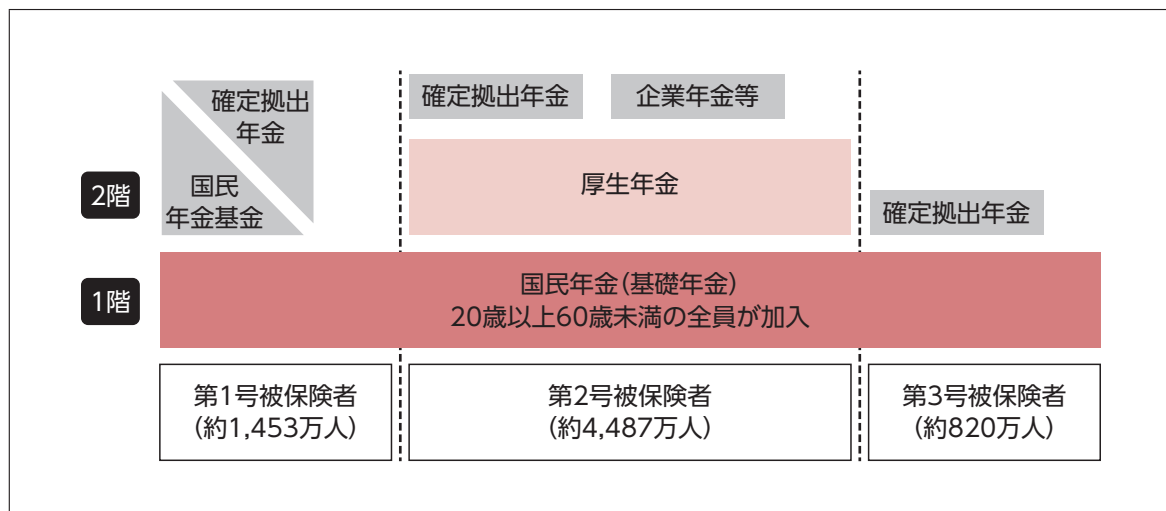
I 公的年金の仕組み

公的年金には「国民年金」「厚生年金」の2つがあります（2015（平成27）年10月から厚生年金と共済年金は一元化されています）。なかでも国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人なら、必ず加入しなければならない制度であり、学生や会社員の妻も例外ではありません。

1 公的年金制度の概要




公的年金制度は2階建てといわれており、基礎となる1階部分を基礎年金（国民年金から支給される年金は、国民年金といわずに「基礎年金」といいます）と称し、会社員や公務員などは2階部分の厚生年金にも加入しています。

●公的年金制度の体系



出 被保険者数は厚生労働省資料（2020（令和2）年3月末時点）

最近では確定拠出年金等も注目されてきており、これらについては3階部分と称されることもありますが、本書では国民年金と厚生年金を中心に解説します。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国民年金の被保険者	<p>自営業者・学生等</p> <p>日本国内に居住する20歳以上60歳未満で第2号・第3号被保険者以外の人</p> 	<p>会社員・公務員等</p> <p>厚生年金の被保険者</p> 	<p>会社員・公務員等の配偶者</p> <p>第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）</p> 
加入する年金制度	<p>1階建て</p> <p>国民年金</p> <p>日本に住んでいる人であれば、外国籍の人でも国民年金に加入することになる。</p>	<p>2階建て</p> <p>厚生年金 国民年金</p> <p>適用事業所で働いていれば、20歳未満や65歳以上でも厚生年金の被保険者となる。</p>	<p>1階建て</p> <p>国民年金</p> <p>年収130万円以上の収入がある場合は第1号被保険者となる。</p>
注意点	<p>保険料支払いが困難な場合には、保険料免除制度等を利用することができる。</p>	<p>被保険者として保険料納付は原則として70歳までだが、その後も在職老齢年金の給付調整等は残る。</p>	<p>年収130万円未満でも、一定の要件を満たす厚生年金の適用事業所で働く短時間労働者は第2号被保険者となっている。</p>

このなかで、第3号被保険者の認定基準は健康保険の基準に準じており、原則年収が130万円（60歳以上・障害者は180万円）未満かつ、被保険者の年収の2分の1未満の配偶者が「被扶養配偶者」として第3号被保険者となります。

● 適用事業所とは ●

厚生年金の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所（事業主のみの場合を含む）です。会社組織であれば、従業員の人数にかかわらず適用事業所となります。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金の適用事業所となります。

なお、従業員4人以下の個人事業の場合は、従業員の半数以上の同意があれば認可を受けて厚生年金の適用事業所となることができそうですが、その場合でも事業主自身は厚生年金に加入することはできません。

*弁護士・税理士等の士業の個人事業所については、2022（令和4）年10月から強制適用事業所となる予定です。

2 保険料

〔1〕第1号被保険者の保険料（＝国民年金の保険料）

国民年金の保険料は、被保険者の収入に関係なく、「17,000円×保険料改定率」により毎年の保険料が決まります。

$$\text{国民年金の保険料} = \text{〔法定保険料（17,000円）〕} \times \text{保険料改定率}$$

*2021（令和3）年度の保険料改定率は0.977であり、実際の保険料は（17,000円×0.977≒16,610円）となります。

第2部 タテ・ヨコ・ナナメの 公的年金分析

“

財政の健全化って？

”



マクロ経済スライドっていうのは、将来の年金額を下げるっていうんだから、悪代官みたいな奴だなあ…。

そうね、でもみんなが高い年金をもらって漬れるよりいいんじゃない？



老後の年金だけで悠々自適の生活は期待できそうもないから、自助努力としてiDeCoにでも入ろうかな？

やっと将来のライフプランを考えるようになってきたわね。



来週にでも早速加入手続きをしよう！
当然、掛金は家計費から出してくれるんだよね？

それは無理！だって、あなたの給料も上がっていないし。それより、あなたのおこづかいもマクロ経済スライドのように、毎年少しずつ引き下げていくのはどうかしら？



ええ？
ただでさえ少ないのに、これ以上下げるっていうの？



我が家の財政の健全化を目指すってことね。

「健全化」って…、ひどい…。



II

第3号被保険者のおはなし

国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者の方に扶養されている専業主婦や年収130万円未満の方などですが、「女性の就業意欲を阻害している」、「自ら保険料を支払っている人との対比で不公平だ」というような意見もあり、従来から廃止を含めた議論が行われていながらも、現在にいたるまでその制度が存続されているところです。

1 第3号被保険者として10年間経過すると…

たとえば、第3号被保険者として10年間経過した場合に増加する老齢基礎年金は

約78万円×120ヵ月/480ヵ月≒約20万円 となります。

一方の保険料負担については、第3号被保険者ですから負担なしです。



第1号被保険者であれば、2019（令和元）年度からの国民年金保険料は約17,000円ですので、1年間の保険料負担は「17,000円×12ヵ月≒約20万円」となります。
ちなみに、独身者であろうが、第3号被保険者を扶養していようが、第2号被保険者の厚生年金の保険料は標準報酬月額等が同じであれば同額です。

2 第3号被保険者の経済効果

〔1〕受給者側からみた視点

第3号被保険者で10年間経過すということは、保険料負担の約20万円を節約しながら将来の年金を20万円ずつ増加させているということになります。

その経済効果を受給者側から見てみましょう。

まず、支払保険料は毎年約20万円を支払わずにすみますので、出費を抑えるという効果があります。

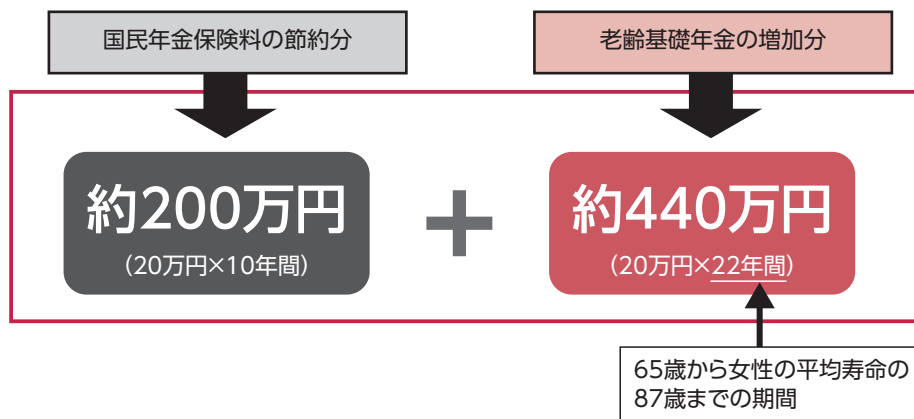
その金額は概算で **200万円（20万円×10年間）** と算出することができます。

次に、受け取る年金については、何年間受け取ることができるかによってその金額は変わってきますが、第3号被保険者の大部分が女性であるため、女性の平均寿命（約87歳）までの期間を考えます。

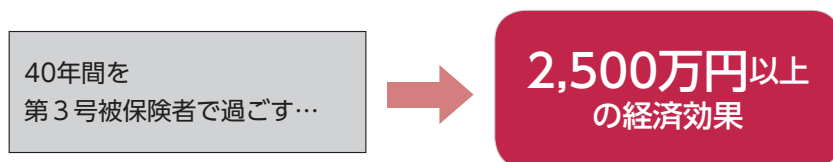
65歳から87歳までの22年間にわたり、毎年約20万円の年金を受け取ることができることから **440万円（20万円×22年間）** と計算できます。

以上から、第3号被保険者として10年間経過した場合の経済効果は640万円と試算できます。

●第3号被保険者として10年間過ごした場合の経済効果



この640万円という試算額は、あくまで10年間を第3号被保険者として過ごした場合の金額です。もし、40年間ずっと第3号被保険者であったとすれば、2,500万円以上 (640万円×4=2,560万円) の経済効果があるということになります。



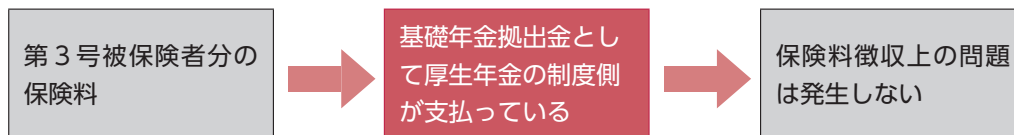
〔2〕年金制度側の負担

前述の2,500万円の経済効果は受け取る個人の側としては大きなメリットです。しかし、その財源は私たちの保険料と税金です。

第3号被保険者数は約820万人 (2020 (令和2) 年3月時点) ですが、ここではキリの良いところで約800万人として考えます。

この方々は毎年約20万円の保険料を支払っていませんので、実に1兆6千億円 (20万円×800万人) もの保険料が年金財源に入っていないということになる…と考えてしまいます。

「うわ、大変だ!」と思ってしまいますが、この第3号被保険者の保険料については、厚生年金の制度側が「基礎年金拠出金」(p7参照) という形で第3号被保険者分を負担しているため保険料が入っていないということではありません。



また、受け取る年金にしても、きちんと「基礎年金拠出金」として保険料相当額が負担されていることから、保険料を支払っている人と同等に年金を受け取る権利がある人に対する給付のため、なにも問題はありません。

つまり、制度全体で見ると、第3号被保険者に対して年金給付を行うことはまったく問題がないということになります。

公的年金を 切り口とした 生命保険アプローチ

第

3

部

“

ちょっとは賢くなってきたわね!

”



今日の新聞に物価が上がっても年金が増えないこともあるって書いてあったけど、どういうことなんだろうね?

現役世代の給与が上がらないと年金も増えないってことじゃない?



そうか、年金は世代間扶養だから、働く人たちの給与が上がらない場合は年金も増えないんだな。

あら、世代間扶養なんて言葉を覚えたのね?



実家のおふくろの年金も増えないじゃ大変だから、仕送りでもしてあげようかな?

ホント、親孝行なのね。でも、そんなお金、我が家にあると思う? あなたのおこづかいをその財源に充てるしかないけど?



やっぱりそうきたか…、年金の話なんかしなきゃよかった!

そう? あなたのおこづかいくらいしか出せるものはないじゃない? でも、少なすぎて仕送りにならないかしら?



II

遺族年金をきっかけに…

かつては「働くご主人に専業主婦の奥さま」という世帯が平均的なモデル世帯とされていましたが、働く女性も増えており、従来どおりの保障の考え方では対応できないケースも多くなってきました。ここでは共働き世帯の人たちが注意しておかなければいけないことを考えてみたいと思います。

*今後の記載において、遺族年金を受給するための生計維持要件（同一世帯であること・年収850万円以上を見込めないこと等）はすべて満たしている前提とします。

1 共働き世帯の盲点

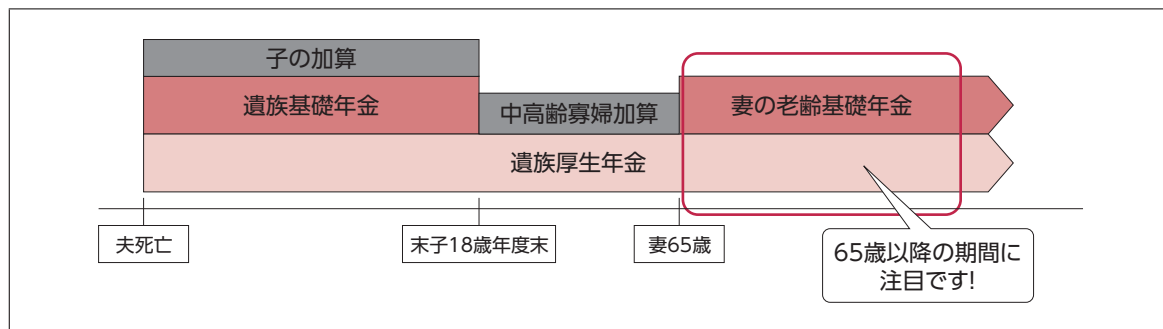
夫婦ともに会社員で厚生年金をもらえる場合、夫に万一のことが起こった場合は妻に遺族厚生年金が支給されます。

妻は働きながら受け取る給料に加え、「遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算（40歳から）」を受け取ることができますので、経済的な問題はあまり考えなくても良いのかもしれませんが。



奥さまが現役のうち、給与収入と遺族年金等で経済的な心配は少ないかもしれませんが、注意すべきは65歳以降の遺族年金の仕組みです。

●よく見る遺族年金のイメージ

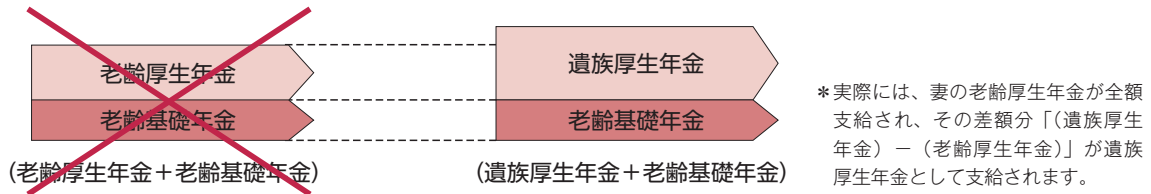


〔1〕65歳以降の遺族年金

妻が65歳以降に支給される年金は、以下の考え方となります。

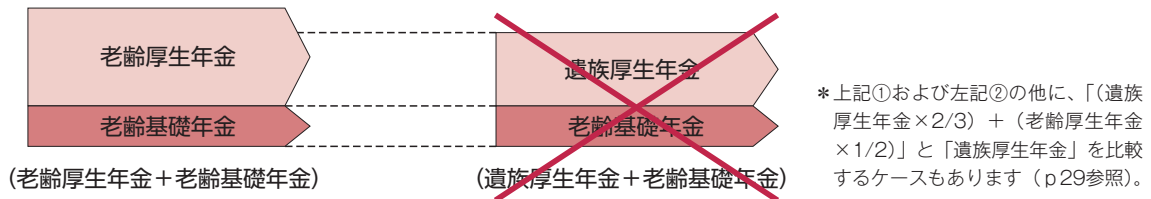
①「(老齢厚生年金) < (遺族厚生年金)」の場合【パターン1】

妻自身の「老齢厚生年金」よりも「遺族厚生年金」が高額になるケースです。夫婦の職業としては「結婚前に妻が会社員」や「妻がパート勤務」など、妻の収入が少ないケースが想定されます。この場合、妻の年金は「老齢基礎年金+遺族厚生年金」の組み合わせとなります。



②「(老齢厚生年金) ≥ (遺族厚生年金)」の場合【パターン2】

一方、妻自身の「老齢厚生年金」が「遺族厚生年金」より高額になる場合の夫婦の職業としては、「妻がフルタイム勤務で共働き」の世帯が想定されます。このケースでは、夫が亡くなったとしても妻に遺族厚生年金の支払いはありません。



上記②の場合、妻が65歳になると、妻自身の老齢厚生年金が支給される代わりに、「遺族厚生年金」が支給されなくなります。65歳以降の「妻の老齢厚生年金」が、「亡くなった夫の遺族厚生年金」より多ければ、妻には遺族厚生年金は支払われません。

「自分の厚生年金と、夫の遺族年金で老後はなんとかなるでしょう」と勘違いをしている奥さまは意外に多いのです。



共働きの女性の中にも、「夫が亡くなったら遺族厚生年金を受け取れる」と思っている人もいます。その考えは65歳になるまでの遺族年金の考え方であって、65歳以降は異なります。

共働き夫婦で、夫が亡くなった…

65歳からの妻には遺族厚生年金が支給されないこともある

働く女性にとって、遺族年金はアテにできない